

国自旅第425号  
平成26年1月24日

関東運輸局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の適用関係について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成25年11月8日及び同年11月19日）に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第54号。以下「新法」という。）における私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の適用関係について、公正取引委員会の独占禁止法の見解に基づき、（別紙）のとおり作成したところ、新法により一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化が効果的に推進されるよう遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。



「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の適用関係について

1 特定地域における独占禁止法の適用関係について

(1) 新法第8条の4第1項の規定により、以下の行為については、独占禁止法が適用されない。

① 認可特定地域計画に定められた内容に基づき、合意事業者が他の合意事業者と共同して、事業者計画を作成する行為

② 認可特定地域計画及び認可事業者計画に定められた内容に基づき、合意事業者が供給輸送力の削減、一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡若しくは譲受け又は一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割（以下「供給輸送力の削減等」という。）を実施する行為

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が協議会に加入して、特定地域計画を策定するため供給輸送力の削減等について協議し、協議会として取りまとめる行為は、当該特定地域計画の認可の如何に関わらず、独占禁止法上問題とならない。

(3) 新法第8条の4第1項ただし書の規定により、(1)の場合であっても、以下のいずれかに該当するときは、独占禁止法が適用され、独占禁止法上問題となる。

① 不公正な取引方法を用いるとき。

(例)

イ 供給輸送力の削減等を行わない事業者に共通乗車券の利用を拒絶する場合

ロ 供給輸送力の削減等を行わない事業者の共通乗車券の利用に係る手数料を他の事業者に比して不当に差別的な価格に設定する場合

ハ 供給輸送力の削減等を行わない事業者に駅構内等への乗り入れを拒絶する場合

② 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより旅客の利益を不当に害することとなるとき。

(例)

イ 供給輸送力の削減等を行い、利用者を獲得しようとする事業者間の競争を実質的に制限することにより、深夜時間帯や特定の日にタクシーを利用することが著しく困難になる場合

ロ 供給輸送力の削減等を行い、利用者を獲得しようとする事業者間の

競争を実質的に制限することにより、山間部等の特定の地域でタクシーを利用することが著しく困難になる場合

- (4) (3)の場合以外にも、以下の行為については、独占禁止法上問題となる。
- ① 事業者が他の事業者と共同して、認可特定地域計画に定められた内容とは異なる供給輸送力の削減等を実施する行為
  - ② 事業者が他の事業者と共同して、認可を受けていない特定地域計画に定められた内容に基づき、供給輸送力の削減等を実施する行為

## 2 準特定地域における独占禁止法の適用関係について

- (1) 準特定地域においては、これまでどおり、独占禁止法が適用される。例えば、事業者が共同で、又は事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体若しくはその連合体（以下「事業者団体」という。）が供給輸送力の削減について個別の事業者に割り当てる行為については、独占禁止法上問題となる。
- (2) 他方、事業者がその自主的な判断に基づき、単独で、新法第11条第1項の活性化事業計画の認定の申請を行い、当該活性化事業計画の認定を受けて、事業再構築を実施する行為については、独占禁止法上問題とならない。

## 3 公定幅運賃制度における独占禁止法の適用関係について

- (1) 運賃に係る行為については、これまでどおり、独占禁止法が適用される。例えば、公定幅運賃の範囲内であったとしても、事業者が他の事業者と共同して、又は事業者団体が運賃を決定する行為（運賃の引上げ、引下げ及び維持の決定を含む。）については、独占禁止法上問題となる。
- (2) 他方、以下の行為については、独占禁止法上問題とならない。
- ① 事業者が協議会に加入して、公定幅運賃に関する国土交通大臣への意見の内容について協議し、協議会として取りまとめる行為
  - ② 事業者が他の事業者と相談することなく、その自主的な判断に基づき、新法第16条の4第1項の運賃を届け出る行為